

令和8年第7回 札幌市教育委員会会議録

※非公開に係る議案（議案第2号から報告第3号）を除く

令和8年第7回教育委員会会議

1 日 時 令和8年5月18日（木）13時30分～14時40分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教育長	山 根	直 樹
委員	佐 藤	淳
委員	道 尻	豊
委員	朝 倉	由紀子
教育次長	廣 川	雅 之
総務部長 兼 労務担当部長	手 塚	圭 希
学校支援担当部長	木 戸	拓 史
学校教育部長	佐 藤	圭 一
調整担当部長	吉 田	憲 史
児童生徒担当部長	伊 達	峰 史
教職員担当部長 兼 学校連携支援室長	児 玉	麻知子
教職員課長	辻 本	尚 博
中央図書館長	立 野	靖
総務課長	新 津	明 久
庶務係長	吉 田	望
書記	松 久	はづき

4 傍聴者 6名

5 議 題

議案第1号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について

報告第1号 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の一部改訂及び「札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン」の策定について

議案第2号 審査請求に係る諮問について

議案第3号 札幌市教科用図書選定審議会委員の任命又は委嘱について

報告第2号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

報告第3号 いじめの重大事態に該当する事案に係る点検結果について

【開 会】

○山根教育長 これより、令和8年第7回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と道尻豊委員をお願いいたします。

なお、中野倫仁委員と田中あい委員からは、所用のため会議を欠席される旨、ご連絡をいただいております。

本日の議案第2号は審査請求に関する事項、議案第3号は附属機関の委員の任免に関する事項、報告第2号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項、報告第3号は個別のいじめ事案に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第2号から第3号及び報告第2号から第3号は公開しないことといたします。

◎議案第1号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について

○山根教育長 それでは、議事に入ります。議案第1号「札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について」です。事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 学校教育部長の佐藤でございます。

議案第1号「札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問」についてご説明いたします。

札幌市では、教科用図書の選定を公正に行うため、条例に基づく附属機関であります「札幌市教科用図書選定審議会」を設置しており、教育委員会の諮問により、調査研究を行っております。

本年度は、令和9年度に使用する高等学校・中等教育学校後期課程用、特別支援教育用の教科用図書の採択替えを行う必要がございますので、審議会でこれらの教科用図書の調査研究を行っていただき、教育委員会に答申をいただくことといたします。

本案は、教科用図書採択を行うのに必要な調査研究を、審議会に対して諮問することについて、お諮りするものでございます。

本題に入ります前に、まずは、本年度に行う教科用図書採択についてご説明いたします。

議案の3ページをご覧ください。

最初に、教科用図書の採択の種別についてでございますが、「2」にありますとおり、小学校用、中学校用、高等学校用、特別支援教育用の4種類に大別できます。

なお、義務教育学校につきましては、その教育の成果を他の市立小中学校の課題探究的な学習の充実に生かしていくことも大きな意義の一つであることから市立小中学校と同一の教科用図書を使用するものとし、前期課程を小学校用に、後期課程を中学校用を含めることとします。

同様に中等教育学校につきましても、前期課程は中学校用を含めるほか、後期課程も、他の市立高等学校と同じく採択することとしているため、高等学校用を含めることとします。

次に、採択替えの周期についてでございますが、同じく「2」にありますとおり、小学校と中学校は法令の定めにより原則4年ごとに、法令による定めのない高校と特別支援教育は原則毎年、採択替えを行っております。

次に、本年度行います、令和9年度に使用する教科用図書の採択につきましては「3」にありますとおり、小学校については令和5年度に、中学校については令和6年度に全科目の採択替えを行ったことから、現在使用しているものを引き続き採択することといたします。

最後に、高等学校用及び特別支援教育用の教科用図書については、例年どおり今年度も採択替えを行うことといたします。

本年度に行う教科用図書の採択についての説明は以上でございます。

続いて、「調査研究の基本方針」についてご説明いたします。こちらは、教育委員会が選定審議会に対し、それぞれの教科用図書について調査研究の方法や観点を示したものでございます。

まず、高等学校用及び特別支援教育用教科用図書それぞれについての「調査研究の基本方針」について、ご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

「令和9年度に使用する高等学校用、中等教育学校後期課程用教科用図書の調査研究の基本方針」でございますが、高等学校用、中等教育学校後期課程用については、「1」の「調査研究の方法」のとおり、各学校から出される、学校ごとの使用希望教科用図書等について、「2」にあります「調査研究の観点」により、調査研究を行うものであります。

次に、5ページをご覧ください。

「令和9年度に使用する特別支援教育用教科用図書の調査研究の基本方針」でございますが、特別支援教育用については、「1」の「調査研究の方法」のとおり、今後、北海道教育委員会から示される採択基準に基づきまして、北海道教育委員会が作成する「一般図書採択参考資料」の対象となっている一般図書についてと、「2」にあります「調査研究の観点」により調査研究を行うものであります。

加えて、種目によって「一般図書採択参考資料」の対象となっていない図書についても、教科用図書の候補となるものがある場合、調査研究を行うこととしております。

私からの説明は以上でございます。

高等学校用、特別支援教育用教科用図書に関する調査研究を選定審議会に諮問するための「調査研究の基本方針」について、また、小学校用及び中学校用の教科用図書については、本年度は採択替えを行わず、昨年度と同一の教科用図書を採択することについて、ご審議をお願いいたします。

○山根教育長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定されました。

◎報告第1号 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の一部改訂及び「札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン」の策定について

○山根教育長 続きまして、報告第1号「『札幌市いじめの防止等のための基本的な方針』の一部改訂及び『札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン』の策定について」です。事務局から説明をお願いします。

○児童生徒担当部長 児童生徒担当部長の伊達でございます。

「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の一部改訂及び「いじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン」の策定について、ご説明いたします。

今回のガイドラインの策定は、単なる過去の振り返りではなく、札幌市のいじめ対応を抜本的に変えていくという「未来志向」の姿勢を大切にしていきたいと考えております。説明にあたっては、資料の右下に記載しております通し番号を用いて行いたいと思いますので、どうぞよろしくご説明いたします。

それでは、新ガイドラインの意義やポイントについて、概要をまとめた通し番号2から始まる資料1でご説明いたします。通し番号の4以降に資料2の本書、資料3の概要版を添付しておりますが、本日は説明を割愛します。お手元の資料、通し番号2のページをご覧ください。

まず、「なぜ今このガイドラインが必要なのか」という点についてですが、「1 本市ガイドラインの策定について」にありますように、これまでの重大事態調査においては、「事案の深刻化」や「事実関係の複雑化」により、重大事態に該当するかどうかの判断が難しかったり、調査の開始や進行に多大な時間を要したりするといった課題がありました。

こうした課題を克服し、子どもたちの安全・安心を守るために、重大事態の判断に係る視点や調査体制の仕組みを具体的に示すため、本ガイドラインを策定いたしました。

次に、「2 本市ガイドラインのポイント」についてです。こちらについては、4つの観点で整理しております。

まず、判断の円滑化です。国のガイドラインの事例に無いものやそれを下回る被害、いじめが主たる要因と捉えられない被害であっても、疑いがある段階で教育委員会と協議し、丁寧に対応することを記載しています。

また、ご家庭が調査を望まない場合でも、調査の方法については、その意向に十分配慮しつつ調査を実施することを示しております。

さらに、警察が捜査中であっても並行して調査を実施することを明文化しました。これは、これまでそうしてこなかったからということではなく、これからも引き続き警察と連携しながら、調査を進めていくという姿勢を表したものであります。

次に、迅速な行動です。欠席が続く場合は30日を待たず、3～5日程度の早い段階で報告・準備を開始することを記載しております。また、事実究明チームと子どものケアを担うチームを分ける「2チーム体制」で、迅速さと支援を両立させます。

次のページをご覧ください。

次に公表による透明性です。透明性を高めるため、調査開始時に被害概要を速やかに公表します。報告書はこれまでと同様原則公表とし、再発防止のために学校名等が特定されない範囲で可能な限り具体的な情報を公開いたします。

最後に、再発防止の徹底です。報告書の公表をもって、調査を終わらせるのではなく、終了後も原則1年間は学校いじめ対策組織が検証を継続し、教育委員会へ報告する仕組みを確立します。

続きまして、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の一部改訂について御説明いたします。

このたび、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が令和6年8月に改訂されたこと、加えて、今ご説明いたしました本市の新しいガイドラインを策定したことに伴い、本市の方針についても一部改訂を行うことといたしました。

改訂箇所が4点あり、通し番号95の資料5を用いてご説明いたします。

なお、方針改訂案の本書は、通し番号40から94の資料4でございますが、割愛させていただきます。

まず1点目は、方針の26ページ、インターネット上の不適切な書き込みに対する措置の変更です。改訂前は「事実関係を記録した上で、直ちに削除の措置をとる」としておりました。しかし、事案によっては、警察との連携の過程において、学校独自の判断で削除することが適切でないケースもあるため、記載を改めました。

2点目は、方針の28ページにおける、根拠とするガイドラインの名称と日付の更新です。あわせて、すでに廃止された不登校に関する指針の記載を削除いたしました。

3点目は、方針の29ページ「調査主体の判断」についてです。重大事態の疑いがある場合、まずは学校から教育委員会へ報告し、教育委員会が状態を確認したうえで調査主体を判断するという流れを、本市ガイドラインの記載と一致するよう修正いたしました。

4点目は、方針の30ページ「調査結果の公表」についてです。こちらにつきましても、本市のガイドラインに基づき判断する旨に修正いたしました。

第1号の報告は以上となります。

○山根教育長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○佐藤委員 ご報告いただきありがとうございます。本市教育委員会がこれまで取り組んできたことを含めまして、このようにガイドラインが明文化されたということについて、非常に大きな意義があると思っております。

このようにガイドラインが整理されたことによって、各学校の対応もやりやすくなるんじゃないかと期待をいたしております。

1点だけもう少しご説明いただきたいと思う箇所がありまして、資料1の2ページ目の「迅速な行動」というところの「速やかな調査への移行」の2段落目のところですが、重大事態調査を実施することになった場合には、実施やその対応を行うチームと、それから児童生徒への必要な支援および指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど並行して対応できる体制を構築するとありましたけれど、この2チームに分けるというのはこれまでなされてきていたのかということと、それからもし今後2チームに分けて対応するというところになった場合、これに対応する人員が増えるということになるのかどうか、そのことに対する配慮とか、そういったことをお考えであればお聞かせ願いたい。

つまり、このくだりに対するご説明をもう少し詳しく伺いたいということでもあります。

○児童生徒担当部長 お答えいたします。まずこちらについては、国のガイドラインにも書いてある内容でございます。学校においても、基本こういう形で進んでいると認識しているところでありますが、この部分については、改めて札幌市の方で大事な重点ですと強調する意味でこちらも下線を引いているところでございます。

なお、人員が増えるかどうかということにつきましては、あくまでも学校の体制づくりというような部分でありますので、調査、それから、子どもの実際の支援、そういったものにおいては、事が起こってからそのチームを作るということではなくて、事前にリスクマネジメントの一つとして、そういった体制を構築しておくというような趣旨もございまして、強調したというようなところでございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。よくわかりました。

そうすると従来もこの2チームに分かれて対応してきたということでもございますね。

ここで強調した意味というのは、その事態が起こった後ではなくて、前もってそういうチームというものを構成しておく必要性ということを強調されたということですね。

○児童生徒担当部長 おっしゃるとおりです。

○佐藤委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○山根教育長 ほかにいかがでしょうか。

○道尻委員 私もやはりこのガイドラインというのは、円滑に解消していくため、いわば事案の防止のために重要な意味があると思っておりますし、なかなか色々なところに配慮されて作られているなど評価しております。

1点質問ですが、調査報告書の公表について、原則として公表するということですが、実際どういう場面で例外的な取扱いがあり得るのかということについて、保護者等の意向などが関係するのかなと思いますが、この辺の取扱いについてのお考えと言いますか、原則という意味で説明していただければと思います。

○児童生徒担当部長 委員のおっしゃったとおり、報告に関しては原則公表になりますが、これを公表しないという例で言いますと、やはりご家庭のご意向をしっかり配慮するといった一点に尽きると思っております。

仮に、スタート時に公表してもいいですよということで公表しても、調査が進んでいく中で、報告段階で公表しないでほしいですとか、そういったことも十分考えられますので、ご家庭のご意向に沿いながら柔軟に対応していきたいというところでございます。

○道尻委員 ありがとうございます。あともう1点、公表する期間についてですが、公表期間は1年間を基本とするようになっておりまして、この1年間という期間は意外とすぐ経ってしまうというような感覚もあります。いじめを調査した結果が、同じような事態を生まないために有効に機能する面があると思えますけれども、他方であまり長い期間公表をするということの弊害と言いますか、マイナス面もあるということから、バランスを取った期間なのかなとも考えますが、1年間を基本とされたということについて何か理由があれば教えていただきたいと思えます。

○児童生徒担当部長 これまでは半年としておりましたが、様々な声を伺いますと、もう少し長く、再発防止という視点からは掲載してもよろしいのではないかとこのところでございます。

ただ、本当にその1年間というのが妥当かどうかということは、正直まだ分からないところもございまして、この部分についてはまた様々な声を受けながら改定していくことも十分にあるかなと思っております。

○道尻委員 よくわかりました。以上で結構です。

○山根教育長 ほかにいかがでしょうか。

○朝倉委員 私からは1点なのですが、資料の7ページ目のところに、学校の基本的な姿勢というものが書かれていますが、ここに本当に大事なことが書いていると言いますか、やはり重大事態が発生する前に、普段からいじめに対して先生方が子どもたちの様子を見ながら、少しでも何か気になることがあれば動いていくということがすごく大事になってくるのではないかなと思いますけれども、今回こういったガイドラインを出すにあたって、学校に対して何か周知と言いますか、説明をどのようにやられるのかということをお教えいただけたらと思います。

○児童生徒担当部長 説明の中においても、やはり課題として、事案が深刻化しているということや、事実関係が複雑化していることから重大事態に該当するかどうかの判断が難しいということ、それから調査や対応に時間を要してきているということ。まずこの課題感を、しっかりと学校と改めて共有する必要があると思っております。

その上で、このガイドラインがこういった目的で作られましたよという背景をしっかりと共有しながら、まずは教職員の皆さんがしっかりとこれを把握した上で、家庭や地域の方

ともしっかり共有をして、家庭、地域、学校、総ぐるみで対応していくというような体制を作っていくということが重要かと思います。

ですからまずは教職員への周知徹底を図っていくということで、今日の教育委員会会議を終えましたら、学校にも通知をしていきますし、その後も管理職に対する研修ですとか、もちろんダイレクトに教職員に対する研修ですとか、そういったところで、このガイドラインに沿った理解をしっかりと深めていきたいと考えております。

○朝倉委員 わかりました。よろしく申し上げます。

○山根教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは報告第1号につきましては以上とさせていただきます。

○山根教育長 議案第2号から第3号及び報告第2号から第3号は、公開しないこといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下、非公開